

新「短期大学設置基準」についての一考察

渡 辺 寛 勝

文部省は平成三年六月、「大学設置基準の一部を改正する省令」を公布し、七月から施行することとし、今回の改正の趣旨として、「個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や、社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検、評価の実施を期待する」ことを挙げているが、当身延山短期大学においても、「教育課程」を編成する場合、重要な問題であるので、改正のポイント、課題となる点等について、今後の「教育課程」（案）を含めて少し考えて見たいと思う。

◇

新「短期大学設置基準」についての一考察（渡辺）

第一 総則的事項

短期大学設置基準の一部を改正する省令要綱

自己評価等に関する次のような規定を新設したと

○ 自己評価等

① 短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該短期大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

② 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第二 学生定員に関する事項

○ 学生定員は、学科ごとに学則で定めるが、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとしたこと。

第三 教育課程に関する事項

一、教育課程の編成方針

教育課程の編成方針に関する次のような規定を新設したこと。

○ 教育課程の編成方針

① 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

② 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

二、授業科目の区分

授業科目目の区分に関する規定を削除したこと。

三、単位の計算方法

① 短期大学が単位数を定めるに当たっては、一単

位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもちて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。

ア、講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもちて一単位とする。

イ、実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもちて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもちて一単位とすることができる。

② 上記のにかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修のせいかを評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることが出来るものとしたこと。

四、一年間の授業期間

一年間の授業機関については三十五週にわたるこ

とを規定することにとどめ、具体的な授業日数についての定めを設けないことにしたこと。

五、各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間について、教育上特別の必要があると認められる場合には、外国語の演習、体育実技等に限らず、十週又は十五週より短い特定の期間において授業が行うことができることとしたこと。

六、昼夜開講制

昼夜開講制に関する次ぎのような規定を新設したこと。

○ 昼夜開講制

短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第四 卒業の要件等に関する事項

一、単位の授与

卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。

二、外国の短期大学又は大学へ留学する場合の授業科

目の履修

学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に短期大学が当該短期大学において修得したものとみなすことのできる単位数を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位としている現行規定を改め、単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数及び下記三の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する規定により与える単位数と合わせて三十単位を超えないものとしたこと。

三、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修
短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する次のような規定を新設したこと。

○ 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修

① 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる

きる。

② 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあっては単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて二十三単位を超えないものとする。

四、入学前の既修得単位等の認定

入学前の既修得単位等の認定に関する次のような規定を新設したこと。

○ 入学前の既修得単位等の認定

① 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（下記五の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものと

とみなすことができる。

② 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った上記その短期大学又は大学以外の教育施設等における学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

③ 上記①及び②により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のもについては、修業年限が二年の短期大学にあっては、合わせて十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては、合わせて二十三単位を超えないものとする。

五、科目等履修生

科目等履修生に関する次のような規定を新設したこと。

○ 科目等履修生

短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（「科目等履修生」という。）に対し

単位を与えることができる。

六、卒業の要件

○ 卒業の要件は、修業年限が二年の短期大学にあっては短期大学に二年以上在学し六十二単位以上、修業年限が三年の短期大学にあっては短期大学に三年以上在学し九十三単位以上を修得することとし、授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての規定は削除したこと。

第五 教員組織に関する事項

○ 専任教員数

短期大学における専任教員の数を、当該短期大学に置く学科の種類に応じ定める数と短期大学全体の入学定員に応じ定める数を合計した数以上とするとともに、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

第六 教員の資格に関する事項

一、教授の資格

① 教授の資格は、現行の各号の一に該当することに加え、教育研究上の能力があると認められる者としたこと。

② 博士の学位を有する者については、それに加え、

二、助教授の資格

研究上の業績を有することを必要としたこと。

① 助教授の資格は、現行の各号の一に該当することに加え、教育研究上の能力があると認められる者としたこと。

② 旧制大学の大学院の在学歴に関する規定を廃止したこと。

第七 校地、校舎等の施設及び設備に関する事項

一、校舎等施設

① 校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。

② 短期大学は、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。

③ 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあっては、研究室、教室、図書館、その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。

④ 校舎面積に係る現行の別表について、昼夜開講

制に対応した規定の整備を行ったこと。

二、図書等の資料及び図書館

短期大学が備える図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定を削除し、図書等の資料及び図書館に関する次のような規定を新設したこと。

○ 図書等の資料及び図書館

① 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

② 図書館は、上記①の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

③ 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

④ 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

第八 施行期日等

一、この改正は、平成三年七月一日から施行するものとしたこと。

二、この改正の施行の際、現に設置されている短期大

学については、第七の一の②の体育館に係る部分の適用について、なお従前の例によることができるものとしたこと。



短期大学設置基準の一部を改正する省令要綱について考えてみると、短期大学は、近年情報化、国際化等の社会の変化に対応した専門職業型の教育機関としての役割りを果たすことが求められ、地域における生涯学習の中心的な機関としての役割りが高まってきている。

したがって、短期大学については、今後これまでに増して、様々な変化に適切に対応するとともに、それぞれの置かれている環境・条件に応じ、短期高等教育機関としての特色を生かしつつ、多様な発展を遂げることが期待されている。

このため、短期大学について、特色ある個性的な教育、教育目標の明確化と質の高い教育、他の教育機関との連携と多様な教育、生涯学習社会に対応した教育の実現を図る観点から、履習形態やカリキュラムの多様化、柔軟化等の工夫を積極的に進めていくことが要求されている。

今後の高等教育は、まず何にもまして教育研究の質的充実に取り組むことが求められている。高等教育の規模

については、十八才人口が急減するが（平成四年度二百五万人↓平成十二年度百五十一万人）、社会人学生、外国人留学生の増加や学術研究の進展等による新たな需要が見込まれ、国民や社会の多様なニーズに、高等教育機関全体として柔軟に対応することが求められている。

高等教育を高等学校卒業後の多様な教育形態を含む広い意味のものとして把握し、その構造の柔軟化を進めることである。

短期大学については、量的な拡大より質的な充実を格段に図ることが重要である。

高等教育が、社会的要請を受け止めながら、常に活力ある教育研究活動を実施していくためには、各高等教育機関が自らの責任で教育研究の充実に努めることが基本である。このため、各高等教育機関においては、自己点検、評価のシステムを導入することが特に求められる。

高等教育の規模が拡大し、広く普及した状況では、その中から、様々なタイプの高等教育機関が育っていくことが考えられる。各高等教育機関が、それぞれの理念・目標に基づき、個性を発揮し、自由で多様な発展を遂げることにより、高等教育全体として社会や国民の多様な要請に適切に対応し得ることが考えられなければならない。

新「短期大学設置基準」についての一考察（渡辺）

い。

高等教育の質的充実を実現するためには、次のような方向に沿って具体的な取組みを行う必要がある。

教育機能の強化であるが、創造性豊かな才能、時代の変化に柔軟に対応し得る能力の育成が重要であるが、我が国の大学等については、諸外国と比較して、一般的に教育活動が不十分であるとの批判がある。今後、個々の教員はもとより、各大学等が、学生の学習の充実のため、組織的・体系的に教育機能の充実・強化に努めることが特に必要である。

それは、時代の変化への対応能力の育成であり、これからの高等教育では、高度な専門知識の伝達にとどまらず、自ら考え、判断させる教育が何より重視されるべきである。また社会に出た後も、常に新しい知識を獲得し能力を磨いていけるよう、情報処理能力、外国語能力、表現能力など学習活動に不可欠な基礎的能力の訓練等も従来以上に重視される必要がある。

このような観点から、少人数教育や対話、討論型、双方向的な授業が積極的に展開される必要があり、今後、各大学等において、専任教員の充実に十分留意しつつ、兼任教員について必要な活用が図られるとともに、ゼミ

ナール形式の授業が広く導入されていくことが期待される。

次に、学生の学習に配慮した教育プログラムの提供である。学生の学習意欲の向上を図り、学習内容を着実に消化させるためには、学生の学習に配慮した教育プログラムの開発提供に取り組むことが重要である。

まず各大学等で、教育理念・目標を明確にし、これを達成し得る充実したカリキュラム編成に努めることが重要であり、一般教育科目と専門教育科目等の科目区分等の廃止により、今後、各大学等において、これまでの画一的なカリキュラム観にとらわれず、個性的なカリキュラムを自由に編成することが期待される。

カリキュラムの改善、工夫を具体的に検討していくため、各大学等でカリキュラム編成のための学内の仕組みを見直し、その活性化を図ることが必要である。さらに関係者が共同してカリキュラムの研究開発に取り組み、分野別の最新の成果を各大学等に提供し得る仕組みの検討も必要である。

各授業科目の詳細な授業計画（シラバス）を事前に作成、公表すること、カリキュラムについて学生に十分なガイダンスを実施することが重要である。

教員の教育能力・意欲の向上であるが、高等教育機関が教育機能を十分に発揮するためには、教員が教育指導能力の向上に努めることが基本である。

欧米で普及している教員の教授内容、方法の改善、向上への取組み（ファカルティ・ディベロップメント）を我が国でも本格的に導入していく必要がある。

また、教員の業績評価に当たって、研究上の業績に加えて教員上の優れた業績についても、これを積極的に評価することが重要である。

社会人を教員として積極的に採用することにより、大学等の教員に刺激を与えることが期待される。ティーチング・アシスタントの積極的な活用を期待され、導入のための支援措置を検討する必要がある。

学生の国際交流に配慮した教育内容・方法の工夫も必要であり、外国人留学生に配慮した教育の在り方が求められており、日本語教育の充実、入学者選抜方法や教育研究指導の工夫が必要である。セメスター制等を広く導入することも重要である。日本人学生の留学の機会の拡充も重要であり、帰国後の受入れ体制を含め諸条件の整備に努める必要がある。

今後、我が国が世界に任して発展し、また世界の一員

として国際社会に貢献していくためには、学術研究面や教育面において世界的水準を追求していくことが求められる。しかし、大学の教育研究費、施設・設備等は、世界水準の教育研究を支える上で不十分なものとなっている。教育研究活動の閉鎖性・硬直性の問題もある。

このため、大学の教育研究環境の改善を図り、教育研究活動の活性化を促進するとともに、研究の後継者たる優秀な人材の確保・育成に努めることが重要である。

我が国の高等教育機関が、高度な教育研究活動を展開していくためには、まず、教育研究費、施設・設備、教員組織の充実を図ることが重要である。

最後に生涯学習等への対応である。今後の高等教育においては、伝統的な高等教育への進学年齢層以外のいわゆる社会人学生に配慮した履修形態の柔軟化や多様な学習成果に対する評価の工夫が一層求められるとともに、教育研究の成果を地域社会や住民に積極的に還元していく姿勢が求められる。

まず、履修形態等の柔軟化であるが、フルタイム学習が困難な社会人に、パートタイムで高等教育を受ける機会を拡大することが要請されている。さらに昼夜開講制の制度化や科目等履修生制の導入により、今後、各大学

等で、これらの制度が積極的に活用されることが望まれる。

また今後四年制大学において、編入学定員が設定されることにより、関係する大学と短期大学等との間で、カリキュラムの整合性等の問題について、事前に十分な相談が行なわれることが望ましい。

高等教育の多様な発展に伴い、高等教育段階の様々な学習成果を適切に評価することが求められ、大学・短大以外の教育施設等における学習成果のうち、大学教育、短大教育に相当する一定水準以上のものについてそれぞれ大学・短大の単位として認定し得るための制度が設けられ、今後、各大学等で、社会人学生に対し、入学以前の学習成果を単位として認定することにより、社会人の多様な学習活動が促進されるとともに、幅広い年齢層が進学し大学等の活性化が図られることが期待される。

また、学位授与機構の創設により、短期大学や高等専門学校卒業者等が、さらに大学の科目登録制等を活用して一定の単位を体系的に修得した場合、学士が授与される途が開かれることとなり、生涯学習社会の発展に寄与することが期待される。

将来的には、いわゆる単位累積加算制度の導入につい

新「短期大学設置基準」についての一考察（渡辺）

でも検討課題となる。

各高等教育機関が、地域社会に積極的に貢献することが要請されているが、そのためには何よりもまず、各高等教育機関が優れた教育研究の実績を挙げ、社会的な評価を一層高めることが肝要である。

さらに、各高等教育機関が地域の文化の中心として、また地域コミュニティーの一員として、公開講座の開設、図書館、運動施設等の開放、地域の諸活動への教員の協力、地域住民への各種情報提供サービス、産官学の研究協力等を通じ、地域社会に貢献することが期待されている。

以上述べたように、新「大学設置基準」についてのポイント、課題の概要に少しふれてみたが、当身延山短期大学においても、これらのことを充分考慮に入れながら、これからの「教育課程」の編成に取り組むとともに、当短期大学の今後のあり方を考える必要があると思われる。